

# 令和2年度南富良野大乘会事業計画書

## 1. 基本理念

職員は、すべての人々が手に手を取って助け合い、ともに生きる「大乘の心」を育てるとともに、ご利用者の希望・成長(自立)・幸せのために、地域における人々の和と輪を大切にしながら、限らない福祉の心の広がり求めていきます。

## 2. 基本方針

社会福祉法人南富良野大乘会は、障害者福祉及び高齢者福祉の実践において近年の社会福祉施策が変革される中でも、南富良野町で地域に根ざした地域福祉の核となるように各種事業の推進を進めてまいりました。今後において益々高まる地域福祉・包括的なケア体系のニーズに対応し、法人が地域の福祉サービスに見合った供給量とサービスの質の維持や向上が必要であることでは、一層充実した法人運営が求められています。

また、日本の高齢者福祉・介護の現況は大きな転換期に差し掛かり、サービス提供の拡充と多様化や福祉介護・支援の質の向上、人材不足の顕著化により福祉事業を取り巻く環境の変化は著しいものであります。特に、労働力(生産人口)の減少では、当法人を取り巻く運営状況は、ご利用者のニーズに対応する職員体制を改善することが重要な課題となっているところであります。

こうしたことから、法人では、職員の定着化の促進を図ることの課題を経営戦略のポイントとして取り進めるとともに、法人職員は人財として大切に育成し、スキルアップが図れるように待遇等の改善に努めて行きます。

また、過疎地域の人口減少に伴う地域性の中では、1人が多様な業務を担わなければならない時代に入ってきました、とりわけ地域では当法人が最後のセーフティーネットの役割もあることから民間企業ではできない地域福祉の核として事業運営を進めることも求められており、更には、地域の関連機関との連携・協働を図りながら法人事業が安定的に継続的されるよう事業の効率化と進化を進めます。

なお、福祉サービスを利用する方々の状況は、一層に重度化、高齢化及び医療的なケアが必要とする方が大幅に増えています。このことでは、全職員が更に専門性と個々の質を高めることが必要であり、ご利用者に寄添った品質の高い支援・介護の技術サービスを提供することで、南富良野町の住み慣れた地域で安心して人権が尊重された生活が送れるように多様なサービスの提供を推進します。

つきましては、令和2年度の法人での重点事項を以下のとおり取組んでまいります。

- (1) 令和1年10月1日からの消費税が10%になったことで、介護・福祉サービス報酬の改正及び特定処遇改善加算費が創設されたことから、本年度においてもこの加算を申請し、職員処遇の改善を進めるとともに、最低賃金の改定を受けて法人給与規程の初任給等の改正を図り、法人職員の確保と定着に向けて経営の安定化を推進します。
- (2) 法人の各種事業は、事業計画の項目に沿って事業を実施するとともに、経営・運営は、各事業所が一体となった効率的な事業経営として取り組みます。

また、法人の中期施設等整備事業計画を基本として各種補助金等の活用を図りつつ、各事業所の施設・設備整備を進め、ご利用者の生活環境等の向上に努めます。

- (3) 日本全体で介護・福祉人材の不足は深刻化を増す一方であります。このことから従来とおりに多様な人材を職員として採用を進め、ハローワークや民間求人紹介会社の活用と広告活動行くとともに、各大学、短大、専門学校及び高校へは、求人活動を積極的に行い人材確保に努めます。また、学生は、スマホを主たるツールとして求人活動行っているため、この部門の活用を進めます。
- (4) 法人の介護事業において、外国人の活用を図ることでは、南富良野町の支援を受けて東川町外国人介護福祉人材育成支援協議会に参加をいただき、海外の留学生の活用を推進するとともに、北海道福祉教育専門学校との連携・協力体系を図り外国人留学

生の雇用についても積極的に進めます。

また、南富良野町及び南富良野町社会福祉協議会との福祉担い手対策推進会議においても随時、情報交換を開催し、人材確保に努めます。

- (5) 社会福祉法人南富良野大乘会は、令和2年11月1日をもって法人設立40周年を迎えます。また、からまつ園が令和3年4月1日において創設40周年の大きな節目を迎えることから各種記念事業を開催します。

については、記念事業実行委員会を設置し、事業内容の検討等を進めます。

- (6) 法人の高齢者部門の運営は一層に人材の確保が出来なく、経営的には危機的な現状であることを踏まえて、南富良野町においての高齢者事業が安定的に運営が図られるよう、南富良野町と中期・長期的な展望を持って入所系のサービスのあり方について検討会議を継続的に開催し、施設運営の在り方について検討をします。

また、効率的な事業費予算の執行と将来を見据えた運営の検証を行うとともに、障害者及び高齢者の待機者等の動向を把握するために、法人職員による営業・広報活動を行い、稼働率の向上に努めます。

- (7) 法人の福祉事業においては、ご利用者の権利擁護が最も重要な事項であります。利用者への虐待と苦情については、職員個々の資質が求められます。法人は、虐待防止マニュアル等に沿ってご利用者の権利・擁護を遵守し、ご本人やご家族の意向に寄添った支援介護を実践するとともに、職員教育では、外部研修会等に参加し、職員一人ひとりの資質向上に努めます。

- (8) 社会福祉法人は、地域における公益的な活動が求められております、地域の施設は、地域社会があってこそその存在であることから、開かれた施設として各種行事の開催と災害時における避難所として地域住民向けに開放するとともに、法人設備を活用した地域行事を開催し、地域に開かれた施設として積極的な展開を図ります。

- (9) 国が進めている「働き方改革」への対応は、労働時間法制の見直し等が行われたことから、法人の就業規則等の関連規程の見直しを進めるとともに、新しい法人の働き方を職員の協力と理解の下で進め、法人職員が働く喜びを感じられる職場環境作りを進め健康で誰もが活躍ができ、自ら主体的に成長が図られるような職場づくりを推進します。

### 3. 管理運営

- (1) 役員、評議員

① 理事・監事

- ・定数 理事6名、監事2名
- ・任期 令和1年6月25日から令和3年度定時評議員会終結まで（2年間）

② 評議員

- ・定数 7名
- ・任期 平成29年4月1日から令和3年度定時評議員会終結まで（4年間）

- (2) 理事会開催予定

- ① 第1回理事会（6月） 前年度事業報告、決算報告等の審議
- ② 第2回理事会（9月） 事業の報告等
- ③ 第3回理事会（12月） 事業の中間報告、補正予算等
- ④ 第4回理事会（2月） 補正予算、事業の報告、人事等
- ⑤ 第5回理事会（3月） 次年度事業計画（案）、新年度予算等の審議  
その他必要に応じて、随時開催します。

- (3) 評議員会

- ① 第1回評議員会（6月定時） 前年度事業報告及び決算報告等審議
- ② 第2回評議員会（3月） 次年度事業計画（案）、新年度予算の審議他  
その他必要に応じて、随時開催します。

- (4) 監査の実施

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ① 第1回監査（5月）  | 前年度の決算監査         |
| ② 第2回監査（9月）  | 4月から6月までの事業等の状況  |
| ③ 第3回監査（12月） | 7月から10月までの事業等の状況 |
| ④ 第4回監査（3月）  | 11月から2月までの事業等の状況 |

(5) 評議員選任・解任委員会

- ① 委員定数 3名  
 ・任期 平成29年3月7日～令和3年度定時評議員会終結まで  
 評議員の選任、解任等については、必要状況に応じて開催します。

(6) 経営会議

- ① 毎月1回定期開催します。  
 ② 理事長及び各事業所管理者で構成し、法人・各事業所の事業運営状況の報告・必要な協議・検討を行います。  
 ③ 理事長が毎月1回程度の決裁・報告日を設定し、法人業務の円滑化を図ります。

(7) 運営会議

- ① 毎月1回定期開催します。また、臨時的にも開催します。  
 ② 各事業所管理者等で構成し、法人・各事業所の運営状況や課題を整理するとともに、法人全体の連携と情報共有を図り、課題事項の協議と検討を行います。

(8) 職員体制

- ① 各事業所間での連携を図った効果・効率的な職員配置と事業運営で進めます。  
 ② 職員の健康管理、福利厚生の実施に努め、適正な労働環境を確保します。  
 ③ 人事考課制度の活用で人事管理及び職員の育成研修を進めるとともに、キャリアパスとスキルアップの構築を図り、福祉・介護職員の処遇改善等に努めます。

(9) 財務、会計管理

- ① 社会福祉法に基づいた法人経理規程に沿って会計処理等を適正に執行するとともに、会計コンサルタントの事務指導を受けて、各事業所の予算・会計管理と効率的で効果的な財務管理を行います。  
 ② 各事業所は、適正なサービス事業収入の確保に努めるとともに、費用の節減と見直しを図ります。  
 また、地域福祉の向上につながる公益的な社会貢献活動の推進にも努めます。  
 ③ 南富良野大乘会の事業所が一体となった経営・事業運営を行い、安定性のある事業経営が推進されるように予算管理と会計処理を進めます。

#### 4. 高齢者事業の運営検討について

大乘会運営の特別養護老人ホームふくしあ・一味園においては、人材不足により適正な職員配置ができないことから利用定員割れによる極めて厳しい経営状況であり、更には、近隣市町村においての利用待機者のせん少な状況も生じています。

特に、一味園は、昭和52年度の建築施設で設置後40年を経過した建物であることから経年劣化及び耐震における調査を実施したところ、今後大規模な地震があると建物に重大な破損が生じる恐れがあると診断されました。

このことをも鑑み建物・設備の更新の時期にあることから、南富良野町の高齢者福祉の現状に添った施設事業運営に向けて、今後の大乘会経営の安定化を図る上でも、南富良野町や各方面と連携、協議を進めます。

#### 5. 役職員等研修の実施について

法人経営と各福祉サービス事業の推進と多様化している福祉サービスのニーズに対応するための研修として、他施設等の視察研修及び北海道社会福祉協議会等の外部研修会に参加します。

また、法人40周年を迎え、一層法人事業の発展・調査のために先進法人等の視察研修を随時実施します。

## 6. 法人職員の人材確保と定着対策について

安定した法人の事業運営では、複雑化したご利用者サービスのニーズに対応するために、各事業に見合った人員配置と専門性のある質の高い職員体制を維持することが必要であることから、法人の職場が一層に働きやすさと働きがいのある職場環境となるように、次の事項を重点に人材確保対策を展開します。

- (1) 南富良野町及び南富良野町社会福祉協議会並びに南富良野大乘会の三者による「福祉担い手会議」での情報交換・連携を図り福祉人材の確保に努めます。
- (2) 新卒学生の確保は、各学校に赴き情報提供を密に行うとともに、求人広告会社及び転職専門会社を有効的に活用した募集活動を行います。
- (3) 外国人留学生等の活用については、南富良野町の支援を受けて東川町の福祉関連学校からの就職推進を図るとともに、室蘭市の福祉関連学校と連携を図り外国人留学生の就職に向けて取組みます。
- (4) 各学校関係の職場ガイダンス、企業説明会及び各方面での求職者合同説明会等には、積極的に参加し多様な人材を職員として確保ができるように努めます。
- (5) 有料職業紹介斡旋事業についても活用を図り、中途採用職員の採用を進めます。  
また、東京圏から北海道への移住者支援事業についても登録を行い幅広い求人活動を展開します。
- (6) 国の特定処遇改善加算費を取得し、職員処遇向上を更に進め、人材の定着化を図られるように事務処理を行います。
- (7) 正規職員への登用を一層に進めるとともに、シニア層の就労希望者の活用を進め、特定の技能を持った人材職員の採用にも努めます。
- (8) 人事考課制度は、職員のキャリアアップを構築する上でも一層に活用を図り、職制に応じた研修を開催するとともに、職員の能力開発と育成に努めます。
- (9) 内部研修や外部研修を行い、福祉サービスに携わる職員としての専門性の向上と倫理観の向上に努めます。
- (10) 法人職員の人材情報を収集し、法人職員への就労に結び付く活用を一層に進めます。
- (11) 人材確保・定着対策規程は、5年間の制度期間を迎えることから職員の定着化を図ることも含め規程の見直し・検討を進めます。

## 7. 法人職員交流事業の継続について

社会福祉法人南富良野大乘会が、南富良野町内で各種福祉サービス事業を発展充実化するには、法人全職員の健全な心と体が基本であることから職員の健康管理の助長と職員間の情報・交換の場として大乘会職員交流会を開催します。

## 8. 法人の地域貢献事業について

社会福祉法人は、地域社会において多様な活動が求められており、特に、公益的な貢献事業は、地域共生社会の実現に向けて法人・施設が地域の実情に応じた活動の推進に努めます。また、南富良野町との災害時における金山地区での避難場所の設置運営協定を締結したことから、地域住民の避難場所としてふくしあが提供・協力を行います。

## 9. 虐待の防止対応について

- (1) 各事業所では、虐待防止対策委員会等の運用により、常日頃より事業所内の介護・支援業務の検証を行い虐待防止に努めます。

- (2) 虐待防止法や法人虐待対応規程等に基づき、虐待防止責任者等を中心に議論を深め、困難事例においては、ケースカンファレンスを適時実施し、適切な支援・介護サービスを行います。
- (3) ご利用者の人権・尊厳を守るための権利擁護に関する内・外部研修には、積極的に参加を進めます。

## 10. 安全・衛生管理・感染症対策について

職員は、常に事故防止と感染症予防に努め、ご利用者の安全確保と健康管理を次のとおり推進します。

- (1) ご利用者の介護・支援での事故等を未然に防止する対策を図るとともに、事故発生時は適切な対応を行うとともに、再発防止に向けての対策処置を図ります。
- (2) 施設内外の環境衛生に努め、ご利用者・ご家族・来訪者等のご理解とご協力の下で、感染症と疾病発症の予防対策を図るとともに、職員への衛生教育を行い、衛生設備の整備を進めます。
- (3) 特に、新型コロナウイルスの発生により、法人事業所においては、職員の協力と理解等を受けて、より一層の予防対策を図るとともに、感染症対策用品の備蓄にも努めます。
- (4) 法人職員は、公私ともに交通ルールを遵守した交通安全運転に努めるとともに、交通安全運動活動にも参加し、無事故無違反の意識向上に努めます。

## 11. 災害への対応について

各種災害時には、ご利用者の安全確保を第一に進め、各事業所においてはマニュアルに沿って安心して通常の生活ができるように対策を講じるとともに、防災関連設備の整備と点検を進め、国の災害用補助金の活用を鑑みながら非常電源設備等の整備に向けて調査を進めます。

また、(社福)富良野あさひ郷との災害等協定に基づき非常災害時のご利用者の避難等について協力体制を整えます。

なお、各事業所では、避難訓練と防災訓練を適宜実施し、職員やご利用者が緊急時に備えた防災意識の向上を図ります。

## 12. 大乘会職員研究発表会について

ご利用者サービス支援・介護技術の向上と事業所運営の発展を図るために研究発表会を開催し、職員個々の専門性と資質の向上を図り、各事業所のご利用者サービス提供の向上に努めます。

## 13. 情報公開・開示について

社会福祉法では、法人経営の透明性を図ることが謳われています、このことで法人のホームページ及びSNS並びに法人の広報誌を活用して、各事業所の活動や財務状況等について次のとおり情報を発信します。

- (1) 広報誌の発行について  
大乘会通信や事業所の広報誌を定期的に発行し、ご利用者の家族・地域・関係機関等に情報を発信します。
- (2) 法人ホームページ等の活用について
  - ・事業内容や財務諸表等の各種情報を公開します。
  - ・人材確保に繋がる有効な媒体として効果的に求人に関わる情報を発信します。
  - ・若者をターゲットとして、スマートフォンの活用・対応を推進します。

### (3) SNS の活用について

今日の大きな情報発信機能としてSNS（情報通信）を活用し、定期的に各事業所の行事や特色と日々の活動内容について発信します。

## 14. 苦情の対応について

各施設・事業所での安心・安全なサービス提供においては、ご利用者のご家族の立場に沿った業務内容と生活環境等の見直しと改善を図ります。

また、苦情等に対しては法人の苦情解決規程及び虐待防止対応規程並びにマニュアルに基づき迅速に対応し、所要の処遇改善と職員の教育・指導を速やかに行います。

## 15. 個人情報保護等の遵守について

個人情報等の取扱いは、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、法人の就業規則等に基づいて適正に管理・保管及び情報保護に努めます。

# 社会福祉法人南富良野大乘会

## 令和 2年度 年間主要行事予定計画書

月日		法人事業	事業所行事	その他
4月	1 日	辞令交付式・新年度体制		
5月	中 旬	法人監事決算監査(2日間)		
	中 旬	第1回南富良野大乘会施設見学会		
6月	中 旬	第1回理事会(決算理事会)		
	2 0 日	大乘会職員交流会(パークゴルフ大会)		
	下 旬	定時評議員会(第1回評議員会)		
7月	4 日		大乘会スポ・レク交流会	
	未 定	役員等道内視察研修会		金山神社祭
	2 6 日			かなやま湖水祭り
8月	8 日		ふくしあ夏祭り	
	中 旬	第2回南富良野大乘会施設見学会		
9月	5 日		大乘会ふれあいフェスタ	
	未 定	第2回理事会		
	未 定	法人監事定例監査(2日間)		
	1 7 日			幾寅神社祭
10月	未 定	第3回南富良野大乘会施設見学会	ふくしあ・一味園敬老会	
	上 旬	最低賃金見直し(予定)		
	中 旬	第3回南富良野大乘会施設見学会		
11月	下 旬	ねむの木学園視察	ねむの木学園視察(運動会)	
	1 日	南富良野大乘会40周年日		
	中 旬	法人40年役員道外先進法人視察		
	3～9日	障がい者週間		
12月	上 旬	北海道社協役員研修		
	未 定	第3回理事会		
	中 旬	法人監事定例監査(2日間)		
1月	上 旬	新年挨拶		町新年交礼会
2月	中 旬	新採用職員オリエンテーション		
	未 定	法人研究発表会		
	未 定	第4回理事会		
3月	上 旬	大乘会人事内示		
	上 旬	新任職員就職前実習		
	上 旬	法人監事定例監査(2日間)		
	下 旬	第5回理事会		
	下 旬	第2回評議員会		
その他	年 間	運営・経営会議(毎月初)		
	毎 月	理事長運営決裁(毎月末)		
	随 時	その他事務打合せ(随時)		

※ 事業実施日は、変更が生じる場合があります。

(社福) 南富良野大乗会本部組織機構図

役員任期 : 2019年6月13日~2021年度定時評議員会終結  
 評議員任期 : 2017年4月 1日~2021年度定時表委員会終結

令和 2年4月1日 現在

評議員選任・解任委員任期 : 平成29年3月27日~2021年度定時評議員会終結

